

主催：全国青年司法書士協議会 民法改正対策委員会 共催：東京青年司法書士会

物権法改正 拡大研修会

ABLから考える譲渡担保の法整備のあり方

日時：2016年11月26日（土）13：30～16：45

場所：飯田橋レインボービル（東京・JR飯田橋駅西口徒歩6分）

<http://www.ienohikariss.co.jp/bld/>

〒102-0083 東京都新宿区市谷船河原町1-1

対象：全青司会員・東京青司協会員（参加費無料）

開催趣旨

民法において「譲渡担保」は、抵当権や質権といった民法上の定めがある「典型担保」であるのに対し、法律の定めがなく商慣習や判例によって担保権として認められてきた「非典型担保」です。このため「譲渡担保」の法的性質について判例や通説でも、その見解が異なり、担保権の内容、実行方法などの実務上の取り扱いなどを中心に不明確な部分が多いとされています。そこで譲渡担保融資に携わる実務家からは、集合動産・集合債権を目的とする担保に関して、実体法レベルでの明文化を期待する声があります。

そこで、今回の研究会では、動産・債権譲渡担保融資の現状を把握するとともに、譲渡担保融資の実務上の要望や動産・債権譲渡登記制度の課題について理解を深めていきます。そのうえで譲渡担保の法的性質に関する判例法理を中心とした分析を加えて、譲渡担保に係わる法整備のあり方を探っていきます。

内 容

第1部 「動産・債権譲渡担保融資の現状と登記を含む実務面における制度上の課題」

（13：30～14：15）

第2部 「譲渡担保に係わる法整備のあり方の提案」（14：15～15：00）

第3部 「譲渡担保の法的構成について」（15：10～16：30）

講 師 早稲田大学法学部教授 大場浩之先生

まとめ・意見交換・質疑（～16：45）

※ 内容は事前の案内なく変更される可能性があります。

下記ご記入の上、全青司事務局へファクスでお申込みください。申込の締め切りは11月21日までとなっております。

尚、定員に達した時点で受付を終了させていただきます。

氏名		所属会	
事務所 (又は住所)	〒 ー		
区分 どちらかを選択	<input type="checkbox"/> 全青司会員 <input type="checkbox"/> 東京青司協会員	TEL	

→ FAX：03-3359-3527（全青司事務局）

問い合わせ先 民法改正対策委員会 和田秀幸（TEL：03-5335-9833 Email：wada.zen@actics.net）